

運用変更について

令和6年10月1日から屋外広告物条例を改正しました。（改正内容は裏面参照）改正後1年を経した令和7年10月1日から一部運用を変更します。簡易広告物では、許可期間を1年に延長します。1年延長するには、条件がありますので詳細をご案内いたします。

簡易広告物の許可期間を1年に延長【条例第15条・施行規則第10条】

これまでの許可期間は1月としておりましたが、良好な管理が行われていると認める場合は、許可期間を1年に延長します。許可期間を1年とする場合には、「管理者」の設置が必要です。強風時などに速やかに現地で対応または指示する責任者の選任をお願いいたします。

令和7年9月まで

許可期間	1月以内
管理者	不要



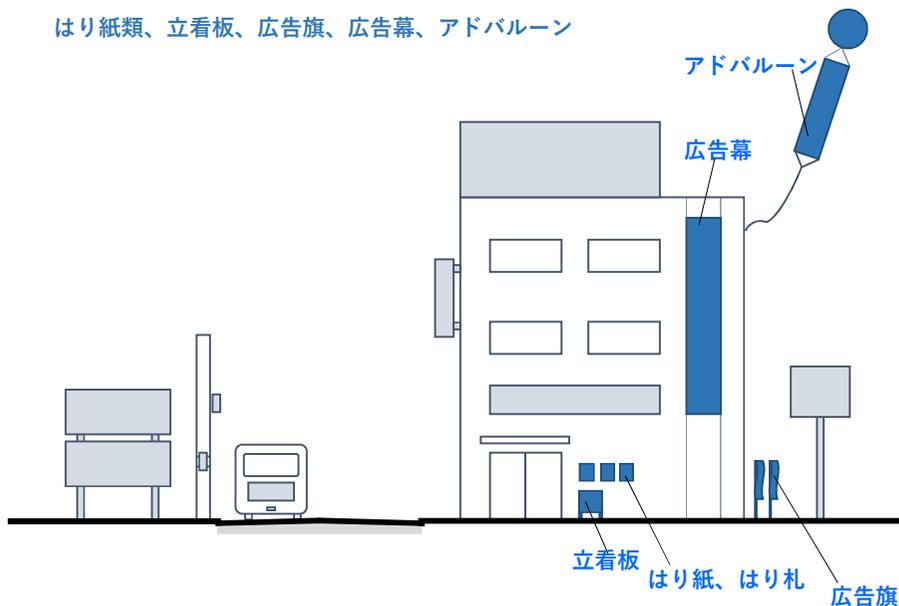
令和7年10月から

許可期間	1年以内
管理者	必要

※管理者の要件：現地または指示する責任者
（資格は不問です）

＜簡易屋外広告物＞

はり紙類、立看板、広告旗、広告幕、アドバルーン



お願い・申請手続きについて

管理者の設置

- 10月1日以降の申請にあわせて、管理者の選任をお願いいたします。
- 管理者が変更になった場合は、速やかに屋外広告物管理者等変更届の提出が必要です。

天候・不具合時の対応

- 不具合や異常が生じた場合は、速やかに取り外してください。
- 強風が想定される場合は、一時的に簡易広告物を避難させておいてください。

申請手続きについて

- 数量（本数・表示面積）が変更になる場合は、許可期間内でも事前に変更申請を提出してください。
- 許可期間満了の10日前までに、更新申請してください。

＜簡易広告物 申請書類＞

		新規	変更	更新
①	許可申請書 （様式はHPよりダウンロード）	○	○	○
②	位置図	○	—	—
③	配置図	○	○	—
④	仕様図・図面	○	○	—
⑤	現行カラー写真 （敷地全景・個別の広告物）	○	○	○
応じて 必要に	土地使用契約書・承諾書等	自己所有地・自己 物件でない場合		変更になった場合
	委任状	申請者以外の方が手続きを代理する場合		
	その他市長が必要と認める書類	審査の際に提出をお願いすることがあります		

提出
・
問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課
所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階
TEL：0942-30-9757
FAX：0942-30-9714
Mail：keikan@city.kurume.lg.jp

申請書
HP



屋外広告物の許可基準

※は自家用広告物等以外へ適用する

第1種許可地域

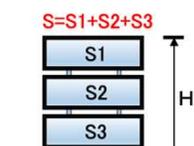
市街化調整区域、用途地域が無指定、第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区、景観重点地区

種別	高さ	面積	色彩(地色)	上乗せ規制	
				全域	主要交差点
独立広告	$H \leq 10\text{m}$	$S \leq 20\text{m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)	R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下 B・BG系 :彩度6以下	[総量面積] ※ $S_{\text{all}} \leq 20\text{m}^2$ (1敷地当り) 自家用広告物等の場合 $S_{\text{all}} \leq 50\text{m}^2$ (1敷地当り)	[対向面積] ※ $S_{\text{view}} \leq 10\text{m}^2$ (1方向当り)
屋上広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50\text{m}$	-		[デジタルサイネージ] ※設置不可	[デジタルサイネージ] ※設置不可
壁面広告	-	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)		自家用広告物等のみ可 $S_{\text{all}} \leq 5\text{m}^2$ (1敷地当り)	自家用広告物等のみ可 $S \leq 2\text{m}^2$ (1広告面当り)
突出広告	-	$S \leq 5\text{m}^2$ (1壁面当り)			

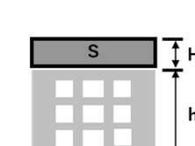
第2種許可地域

第1種許可地域以外の区域

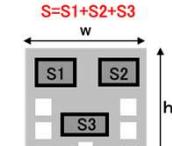
種別	高さ	面積	色彩(地色)	上乗せ規制	
				全域	主要交差点
独立広告	$H \leq 15\text{m}$	$S \leq 50\text{m}^2$ (1基当り) ※ $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)	※ R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・R P系:彩度8以下 B・BG系 :彩度6以下	[総量面積] -	[対向面積] ※ $S_{\text{view}} \leq 30\text{m}^2$ (1方向当り)
屋上広告	$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50\text{m}$	-		[デジタルサイネージ] $S_{\text{all}} \leq 30\text{m}^2$ (1敷地当り)	[デジタルサイネージ] ※設置不可
壁面広告	-	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)		自家用広告物等のみ可 $S \leq 5\text{m}^2$ (1広告面当り)	
突出広告	-	$S \leq 30\text{m}^2$ (1壁面当り) ※ $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)			



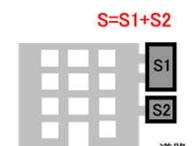
独立広告



屋上広告



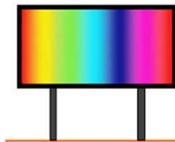
壁面広告



突出広告

デジタルサイネージのお願い

- 1) 文字数、文字の表示時間帯及び音量は、周辺環境及び交通安全に配慮してください
- 2) 光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えてください
- 3) 表示内容は、落ち着いた色彩を使用するよう努めてください
- 4) 設置箇所周辺の屋外広告物の集約に努めてください

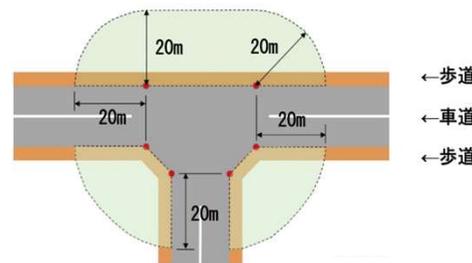


主要交差点

4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの(右表、26か所)

対象範囲

対象交差点の側端及び道路の曲がり角から20m以内の範囲(下図参照)
導流路がある場合は、10m以内の範囲を追加



対向面積

表示方向から見た場合における各種一般広告物の表示面積の合計(自家用広告物等を除く)

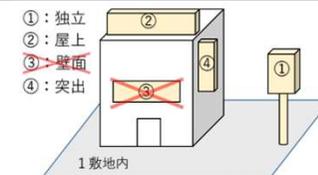


①京町第二公園	②JR交番前
③三角公園前	④中央町
⑤本町	⑥市役所東
⑦本町四丁目	⑧通町三丁目
⑨六ツ門	⑩小頭町
⑪西鉄久留米駅前	⑫東町
⑬通東町	⑭東和町
⑮五穀神社	⑯中央公園
⑰消防本部東	⑱東榎原
⑲中央公園北	⑳新合川2丁目
㉑東合川二丁目	㉒野々下
㉓山川野口町	㉔高速道入口
㉕競輪場東口	㉖野伏間

総量面積

1敷地内の壁面広告を除く広告物の合計面積
(第1種許可地域に適用)

右記の場合の総量面積は
 $S_{\text{all}} = ①+②+④$ となる



その他の留意事項

- ◆ 地域区分は、市ホームページの「禁止地域及び地域区分図」でご確認ください。又は、都市計画課窓口に設置のPC(都市計画等情報閲覧システム)をご利用ください。
- ◆ 上記以外の広告物の基準については、別途お問合せください。